

6月から児童手当制度が一部変わります

児童手当法の改正に伴い、児童手当制度が一部変更となります。主な変更点は次の2点です。

1 特例給付の所得上限限度額の創設されます

令和4年6月分(10月支給分)から所得上限限度額が創設され、所得上限額を上回る方は、手当が支給されなくなります。

所得制限および所得上限限度額の目安

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額【新設】	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※翌年度以降、所得額が減少したことにより、特例給付所得上限額を下回った場合には、改めて認定請求書の提出が必要となります。

2 現況届の提出が不要となります

令和4年6月以降は、現況届の提出が原則不要となります。

ただし、次に該当する方は提出が必要となりますので、ご注意ください。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神崎町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給の方
- ・その他、神崎町から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方には、現況届を郵送しますので、期日までの提出をお願いいたします。

また、受給者の年金加入状況や、児童の養育要件など変更があった方はお知らせください。

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎⑦1603

～神崎町地域包括支援センターからお知らせ～

認知症サポーター養成講座 開催

認知症の方への正しい理解と知識を学び、認知症になっても住みなれた地域で安心して生活できるように、見守りやその人の立場に立って物事を深く考えていただくための講座です。

▶日時 令和4年6月17日(金) 13:30～15:30まで

▶場所 神崎ふれあいプラザ 集団指導室

▶対象者 今までにこの講座を受けたことのない人

▶定員 20名程度

▶参加費 無料

▶申込み・問合せ 6月14日(火)までにご連絡ください。

神崎町地域包括支援センター ☎⑦1607 徳宿・越川

